

健生食輸発0219第1号
令和8年2月19日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産そばのハロキシホップ及びにんじんのジメトモルフ並びにベトナム産赤とうがらしのプロピコナゾール)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：令和8年2月16日付け健生食輸発0216第1号)により通知したところである。

今般、中国産そばのハロキシホップ及びにんじんのジメトモルフ並びにベトナム産赤とうがらしのプロピコナゾールについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
そば(粉を含む。)	-	ハロキシホップ	(1)容器包装に入れられたものについては、別表1の3によること。 (2)本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるハロキシホップが検出されるおそれがあるため。

			<p>中部、下部の各層において15カ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。サイロ又はハシケ（以下「サイロ等」という。）においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15カ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。</p>		
--	--	--	--	--	--

を削除し、同項中の

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	ジメトモルフ メピコート クロリド	別表 1 の 3 による こと。	平成 17 年 1 月 24 日付 け食安発第 0124001 号「食品に残留する 農薬、飼料添加物又は 動物用医薬品の成分で ある物質の試験法につ いて」による こと。	基準値（0.01ppm）を 超えるジメトモルフ 及び基準値（0.01ppm） を超えるメピコート クロリドが検出され るおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	メピコート クロリド	別表 1 の 3 による こと。	平成 17 年 1 月 24 日付 け食安発第 0124001 号 「食品に残留する農 薬、飼料添加物又は動 物用医薬品の成分で ある物質の試験法につ いて」によること。	基準値（0.01ppm）を 超えるメピコートクロ リドが検出されるおそ れがあるため。

に改め、

2. 別添 1 のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	エトキサゾール プロピコナゾール	別表 1 の 3 による こと。	平成 17 年 1 月 24 日 付 け 食 安 発 第 0124001 号「食品に 残留する農薬、飼料 添加物又は動物用 医薬品の成分で ある物質の試験法 について」による こと。	基準値（0.01ppm）を 超えるエトキサゾール 及び基準値（0.01ppm） を超えるプロピコナゾ ールが検出されるおそ れがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	エトキサゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるエトキサゾールが検出されるおそれがあるため。

に改める。